

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例  
の一部改正について

建築指導課

**1 改正の趣旨**

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直しの結果、近年の激甚化、頻発化する自然災害の状況を踏まえ、市街化調整区域における土砂災害警戒区域等の災害リスクが高いエリア内の開発許可等について、神奈川県開発審査会の議を経ることとするなど、所要の改正を行った。

**2 改正の内容**

- (1) 土砂災害警戒区域等の災害リスクの高いエリアは、本条例の適用区域から除外する。  
なお、災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域はこの限りではない。（第2条、第4条）
- (2) その他所要の規定の整備（第2条、第3条）

**3 施行期日及び経過措置**

- (1) 施行期日  
令和8年4月1日。ただし、2(2)に関する一部の規定については公布の日。
- (2) 経過措置  
この条例の施行前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。